

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(補助金部分) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

島根県教育委員会

公表日

平成30年12月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
②事務の概要	・特別支援学校に就学する児童等の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費を都道府県が全部又は一部を支弁する。支弁区分決定は、収入額・需要額調書による。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。①保護者等の経済的負担能力を測定するため、収入額・需要額調書に収入に関する市町村の証明書を添付させる、②「収入額」を算定する、③前年12月末日現在の同一生計世帯の世帯構成(住所、年齢等)に基づいて「世帯員数」「年齢」「世帯の住居による地域の級地区分」などの保護基準を用いて「需要額」を測定する、④支弁区分(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)を決定し、学校及び保護者に通知する。
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
支弁区分決定ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	①番号法第9条第2項 ②島根県条例第51号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①番号法第19条第8号 ②島根県条例第51号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁特別支援教育課
②所属長	佐藤 真司
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育庁特別支援教育課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育庁特別支援教育課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

